

THE BANK OF SAGA NEWS RELEASE

佐賀銀行 総合企画部

〒840-0813 佐賀市唐人二丁目7番20号

TEL 0952(25)4553

FAX 0952(26)7506

<http://www.sagabank.co.jp>

平成25年7月31日

「さぎん教育資金贈与専用口座」の取扱開始について

佐賀銀行（頭取 陣内 芳博）は、平成25年9月2日（月）より「さぎん教育資金贈与専用口座」を取扱開始することとしましたので、お知らせいたします。

今年度の税制改正に伴い、平成25年4月から始まった「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」に対応し、大切な人（お孫さま等）の未来を応援させていただきます。

1. 商品の概要

- （1）曾祖父母、祖父母、父母など直系尊属の方から教育資金の贈与を受けられる30歳未満の個人のお客さま（受贈者）が対象となります。
- （2）贈与者と受贈者との間で「贈与契約書」を締結していただき、受贈者の方に新たに専用口座（普通預金）を開設していただいた上で、贈与による金銭の取得後2か月以内にお預入れしていただきます。
- （3）専用口座（普通預金）を開設していただく際、口座開設していただいたお客さま（受贈者）と当行の間で、教育資金管理契約を締結していただきます。
- （4）お孫さま等（受贈者）お一人あたり1,500万円までお預入れいただけます。
- （5）本口座にお預入れいただいたご資金を教育資金の支払いに充当される場合、最大1,500万円まで非課税となります。（その内、塾や習い事など、学校以外への支払いは500万円までが非課税となります。）
- （6）本口座から払い出された資金が教育資金としてご利用されたことを確認するため、学校等からの領収書等を当行に提出する必要があります。
- （7）口座管理手数料は無料です。
- （8）全店で取扱いいたします。

2. 取扱開始日

平成25年9月2日（月）

詳しくは、別紙の『さぎん教育資金贈与専用口座』ご利用のご案内をご覧ください。

以 上

本件に関するお問合せ先

営業企画部（横尾）

TEL 0952(25)4584



このまちで、あなたと

佐賀銀行

『さぎん教育資金贈専用口座』ご利用のご案内

1. 商品概要について

項 目	概 要
1. 名称	さぎん教育資金贈与専用口座
2. ご利用いただける方	曾祖父母、祖父母、父母など直系尊属の方から教育資金の贈与を受けられる 30 歳未満のお客さま（受贈者）
3. 預金の種類	普通預金(当行と「 教育資金管理契約 」を別途締結していただきます。) 総合口座でのお取扱いはできません。
4. 専用口座お預入れ期間	平成 25 年 9 月 2 日から平成 27 年 12 月 30 日まで
5. 専用口座開設店舗	全店で取扱いできます。 全金融機関で受贈者お一人につき 1 口座開設可能です。
6. お預け入れの方法とお預け入れの金額	(お預け入れ方法) ・ 贈与者と受贈者との間で「 贈与契約書 」を締結していただき、贈与による金銭の取得後 2 か月以内にお預け入れしていただきます。 (お預入れ金額) ・ 教育資金非課税申告書での申告額以内かつ 1,500 万円以内です。
7. お引出しの方法	窓口で随時お引出しできます。
8. 適用金利	普通預金の店頭表示金利を適用します。
9. 口座管理手数料	無 料
10. 本預金の教育資金管理契約の終了	教育資金管理契約は下記のいずれかに該当する場合、終了いたします。 受贈者が 30 歳になられた場合 受贈者が亡くなられた場合 本預金の残高が零となり、お客さま等と弊社とで契約を終了させることで合意した場合

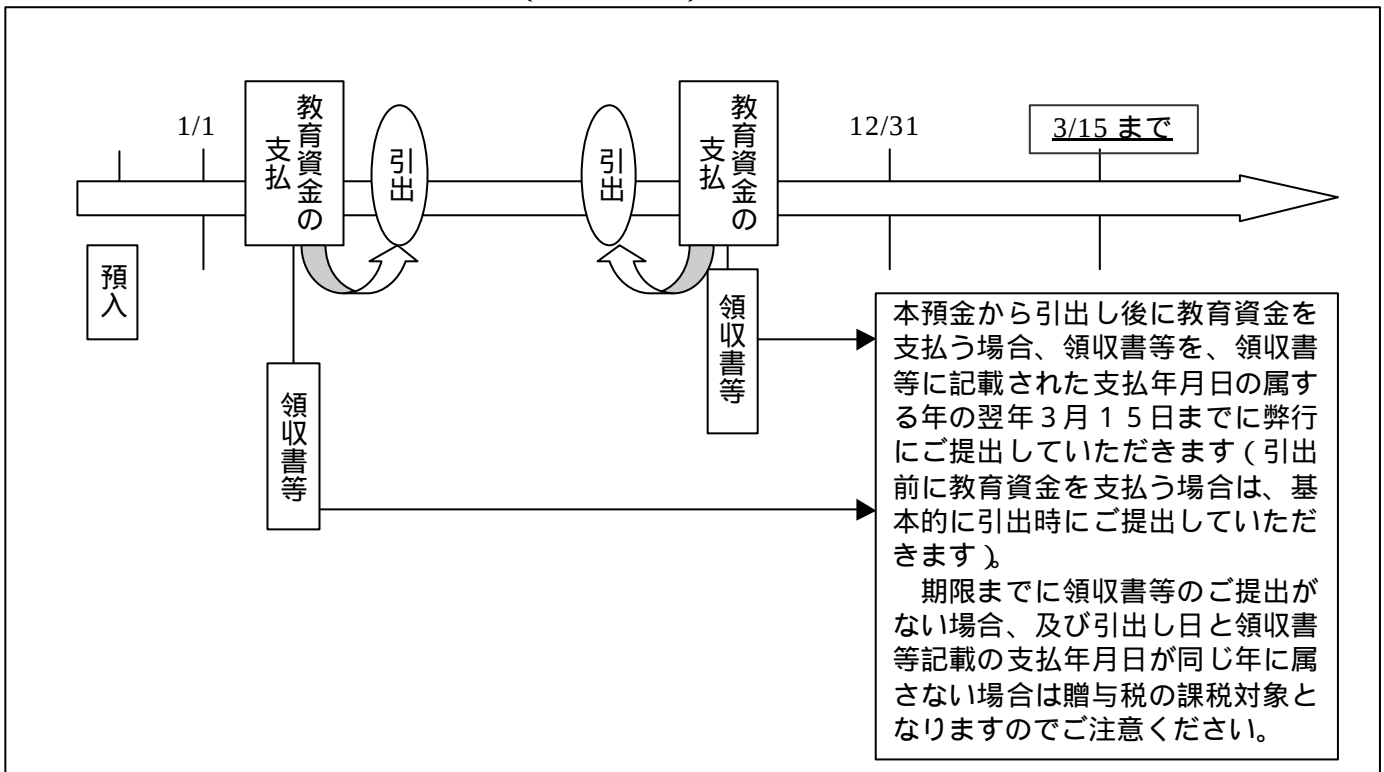
2. 口座開設のお手続きに必要なもの

項目	ご留意点
お孫さま等（受贈者）のご本人確認書類	保険証、運転免許証、旅券、住民基本台帳カード（顔写真付）等 お孫さま等が未成年の場合は、お孫さま等と親権者さまのご本人確認書類とともにお孫さま等と親権者さまの関係がわかる確認書類（住民票等）も必要となります。
お孫さま等のご印鑑	口座開設にあたり、お届けいただくご印鑑をご用意ください。
戸籍謄本・住民票謄本等	直系尊属からの贈与であることを確認させていただくため、祖父母さま等がお孫さま等の直系尊属であることが確認できる戸籍謄本等の原本をご提出いただきます。
贈与契約書	予め書面にて祖父母さま等とお孫さま等との間で贈与契約を締結していただき、贈与契約書等の原本をご提出いただきます。（写しをとらせていただき原本をお返しいたします）。 贈与を受けられた日から 2 か月以内に弊社にお預入れいただく必要がございますのでご注意ください。 なお、贈与契約書の用紙は店頭にご用意しております。
教育資金非課税申告書	非課税措置の適用を受ける金額（お預入れ金額と同額である必要があります）等を記載していただきます。 申告書は弊社より税務署に提出いたします。用紙は店頭にご用意しております。 「学校等」に対して直接支払われる教育資金については、上限 1,500 万円まで、「学校等以外の者」に直接支払われる教育資金については上限 1,500 万円のうち最大 500 万円までとなります。詳しくは後記 4 又は文部科学省作成の「教育資金の一括贈与に係る贈与非課税措置について（文部科学省ホームページにも掲載されています）」をご参照ください。

3．お引出し及び領収書等のご提出

お引出し方法	お引出しいただく際に、同時に領収書または請求書を提出していただく方法と、本預金を引出した上で、教育資金を支払い、後日当該領収書等を弊社にご提出いただく方法があります。
ご注意事項	お引出された資金にて、当年中に教育資金を支払う必要があります。 領収書等に記載される支払年月日は口座からのお引出しと同じ年に属することが必要です。同じ年に属していない場合、お引出し金は教育資金以外の支出とみなされ、贈与税の課税対象となりますのでご注意ください。
領収書等のご提出	領収書等（原本）を、領収書等に記載の支払年月日の属する年の翌年の3月15日までに弊社へご提出ください。 期限までにご提出いただけない場合、引出し金は教育資金以外の支出とみなされ、贈与税の課税対象となりますのでご注意ください。

お預入れ～領収書等の提出までの流れ（イメージ図）



4．非課税措置の対象となる教育資金の範囲

（1）学校等に対して直接支払われる金銭

学校等（ ）への支払は上限1,500万円

学校等…幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、保育所、認定こども園、外国の教育施設のうち一定のもの、海外の日本人学校、インターナショナルスクール等

（2）学校等以外の者（ ）に対して直接支払われる金銭で社会通念上相当と認められるもの

学習塾やスポーツ教室等の習い事等への支払いは上記1,500万円のうち、500万円を上限として非課税となります。学校等以外の者…学習塾、スポーツ教室、文化芸術にかかる教室等

（3）対象となる費用

学校等への支払いの場合

入学金、授業料、入園料、保育料、施設設備費、入学（園）試験の検定（試験）料、学用品費、修学旅行費、学校給食費等

学校等以外の者への支払いの場合

- ・学習塾やスポーツ教室などに直接支払われる月謝等
- ・学校等で必要となる教科書や教材等を業者から直接購入する場合等

以 上